



赤穂市監査委員公表第10号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月4日

赤穂市監査委員 寺田 榮治
同 前田 尚志

記

- 1 監査の種類 令和2年度定期監査
- 2 監査の対象 総務部
- 3 監査の期間 令和2年9月7日から令和2年11月2日まで
- 4 監査の範囲 令和元年度及び令和2年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下のとおり記述する。今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。
なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

個別事項

1 行政課

おおむね適正であると認められた。

2 契約管財課

(意見)

文書事務の適正な執行について

行政財産の用途廃止の決裁について、公有財産事務取扱規則に規定されている事項について未記載のまま保存されている等不適切な取り扱いが見受けられた。文書の重要性を再認識し、より適切な事務執行に努められたい。

3 人事課

おおむね適正であると認められた。

4 財政課

おおむね適正であると認められた。

5 税務課

(意見)

文書事務の適正な執行について

受理した申請書について、記載不備や、事務処理手順が不明瞭なものが散見された。申請書は慎重な取り扱いが求められるため、記載事項に不備のあるものは補正を促し、事務処理経緯を明らかにするよう努められたい。

また、通知書様式に変更があったにもかかわらず、改正前の様式を使用している等事務執行の際の不備が見受けられた。根拠法令に則り事務を遂行するよう留意されたい。